## ● 一戸建ての住宅(新築)

単位:円(税込)※千円未満切捨て

床面積 の合計	住宅性能評価料金	長期使用構造等確認申請併願等の料金					
		当初 確認申請	変更 確認申請	軽微変更該当 証明申請	評価書 活用申請	左欄の 変更申請	
200㎡未満	44,000+A	左の料金に 11,000を加算	左の料金の2分の1	左の料金の 2分の1	11,000	左の料金の 2分の1	
200㎡以上	55,000+B	左の料金に 11,000を加算	左の料金の2分の1	左の料金の 2分の1	11,000	左の料金の 2分の1	

- A、Bは床面積の合計及び選択する性能表示項目に応じた次の表の額の合計(耐震等級2及び3も加算対象)
- 長期使用構造等確認申請併願の場合、下表中「構造の安定に関すること」の加算はしない
- 耐震性能において、限界耐力計算等の特別な計算補法による場合は、別途見積りとする
- 長期使用構造等確認申請のみの場合は、下表の額を加算しない評価料金に併願の額を加えた確認料とする
- 評価書活用申請とは、事前に当センターの設計住宅性能評価書が交付され、当該基準及び長期使用構造等基準の 適合が確認出来るものをいう
- 一戸建ての住宅とは、住宅の用途以外の用途に供する部分(自動車車庫を除く)を有しない住宅をいう

☆ 加算額 単位:円(税込)

区分	床面積 の合計	選択する性能表示項目							
		構造の 安定に 関すること	火災時の 安全に 関すること	空気環境に 関すること	光・視 環境に 関すること	音環境に 関すること	高齢者への 配慮に 関すること	防犯に 関すること	
А	200㎡未満	11,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
В	200㎡以上	11,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	

## ● その他

・ 住宅型式性能認定又は型式住宅部分等製造者認証のいずれかを受けた住宅の料金や建設住宅性能評価等の料金については、住宅性能評価業務規程第30条に定めています。